

議案第24号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年 3 月 3 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び追加条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u> <u>第 8 条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものと</u>	<u>第 8 条から第17条まで</u> 削除

する。

2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期間又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第4項までの規定は、

法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規

定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、三朝町公告式条例（昭和45年三朝町条例第1号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(町民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、こ

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、三朝町公告式条例（昭和45年三朝町条例第1号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(町民税の納税義務者等)

第23条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法

の節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 及び 3 略

4 資本金等の額を有する法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(町民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所 (法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(2) 及び (3) 略

3 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する

人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(均等割の税率)

第31条 略

2 及び 3 略

4 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(町民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名 又は名称 及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) 又は法人番号

(2) 及び (3) 略

3 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する

書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>法人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)及び(3) 略 3 略	書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は<u>法人番号</u>（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（<u>個人番号又は法人番号</u>を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） (2)及び(3) 略 3 略
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第51条第2項第1号及び第139条の3第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。